

○東京藝術大学返還免除奨学生選考委員会規則

〔平成16年12月7日〕
制 定

改正 平成20年4月15日 平成25年10月24日
平成27年5月14日 平成31年3月28日

(設置)

第1条 本学に、独立行政法人日本学生支援機構に関する省令（平成16年3月31日 文部科学省令第23号）第35条の規定に基づき、東京藝術大学返還免除奨学生選考委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(目的)

第2条 この規則は、委員会の組織及び運営の方法その他必要な事項について定めることを目的とする。

(任務)

第3条 委員会は、独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）から本学大学院において第一種奨学金（以下「奨学金」という。）の貸与を受けた学生（以下「奨学生」という。）のうち、機構に奨学金の返還免除をすべき者を推薦するため、在学中に特に優れた業績を挙げたと認められる者を選考する。

2 前項に定めるもののほか、大学院博士後期課程の奨学生のうち、機構に奨学金の返還免除の内定候補者として推薦すべき者を選考できるものとする。

3 委員会は、前二項の選考にあたっては、機構が定める貸与奨学規程第47条第3項及び第4項に規定する評価基準に基づき、東京藝術大学返還免除奨学生選考基準を定め、総合的に評価して行うものとする。

(組織)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 副学長（教育担当）
- (3) 副学長（研究担当）
- (4) 各研究科長
- (5) 各学部の学生生活委員長
- (6) 学生課長
- (7) その他委員会が定めるところにより学長が指名する者

(任期)

第5条 前条第1項第7号の委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第6条 委員会に委員長を置き、委員が互選する。

2 委員長は、委員会を主宰する。

3 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

(会議)

第7条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ議事を開くことができない。

2 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところとする。

(委員以外の者の出席)

第8条 委員会において必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求めて、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、学生課において処理する。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成16年12月7日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年4月15日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成25年10月24日から施行し、平成25年7月18日から適用する。

附 則

この規則は、平成27年5月14日から施行し、平成27年5月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成31年3月28日から施行し、平成31年1月1日から適用する。